

【特集】

インフレ下における 税制のあり方

令和8年度税制改正により、足元の物価高への対応として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設された。また、長年にわたって据え置かれてきた税制上の基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的な点検が行われ、①中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の基準額、②不動産取得税の免税点、③固定資産税の免税点、④食事支給に係る所得税の非課税限度額、⑤マイカー通勤に係る通勤手当の所得税の非課税限度額などが引き上げられた。

一方、現在、インフレによるブラケットクリープ（賃金上昇に伴う名目所得の増加によってより高い所得税率が適用され、賃金上昇率以上に税負担が増える現象）が生じている。この点について、所得税のブラケット幅の見直しを行わない場合には実質増税となるため「隠れた増税」や「ステルス増税」などと称されることがある。また、相続税についても、インフレによって貨幣価値が低下する中で、名目価値に対して課税されることから、実質的に二重の負担が生じているとの指摘がある。さらに、消費税における事業者免税点制度や簡易課税制度については、これらの制度の可否は別として、金額基準は長年にわたって据え置かれている。

本特集では、物価上昇に対応する今回の税制改正をどのように評価すべきか、また、今後どのような項目について見直すべきか。さらに、諸外国ではインフレに対して税制上どのような対応が講じられているのか。これらを踏まえ、今後の我が国の税制のあり方を考察した。

1——令和8年度税制改正における物価高への対応措置の概要と評価 ●渡辺智之

2——インフレ下における税制のあり方—所得税の税率構造等—の見直し ●土居文朗

3——インフレ下における相続税制の在り方

—課税最低限と担税力の観点から— ●加藤千博

4——インフレ下における税制のあり方—消費税等の金額基準・税率等—の見直し ●佐藤主光

5——インフレが税制に及ぼす影響と諸外国の対応

—ドイツ・アメリカ・イギリスの税制比較— ●小出一成

1

令和8年度税制改正における物価高への対応措置の概要と評価

渡辺 智之 ●敬愛大学経済学部教授

I はじめに

日本経済は、1990年代半ば以降長らく続いてきたデフレ基調から脱却し、2022年ごろからは、むしろインフレの問題が注視されるようになってきた。今後、円安傾向や原油等資源価格の高騰、さらに人手不足も相まって、インフレ基調は定着し、さらに加速していく恐れもある。このような状況を受けて、令和8年度税制改正においては、物価高への対応措置として、所得税の基礎控除を物価上昇に連動して引き上げる仕組み等が導入された。本稿では、この仕組みをはじめとして、物価高対応と位置づけられる税制上の措置を概観するとともに、物価変動に対する税の対応の在り方について検討することとしたい。

「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）（以下、「大綱」と表記）の前文においては、「物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。」と述べられている。本稿では、まず、Ⅱで、「物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組み」を概観

し、Ⅲでは、物価に連動した自動的調整に関して、その論拠と課題を検討する。次にⅣで、「就業調整」問題と「中低所得者への配慮」に関連する課税最低限の引き上げ等、いわゆる年収の壁問題への対応について論じる。Ⅴでは、所得税以外の分野での物価高対応についてごく簡単に言及し、最後にⅥで全体をまとめる。

Ⅱ 物価上昇率に対応する基礎控除等の自動的調整

令和8年度税制改正によって、基礎控除（本則部分）の水準は、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）（以下、CPIと表記）の上昇率を乗じることで調整されることとなった。これによって、令和8年・9年の基礎控除の金額は、令和7年の58万円から6%引き上げられ、62万円とされることになった。今回の調整率である6%の算出は、令和6年のCPI上昇率2.6%と令和7年のCPI上昇率3.3%を掛け合わせたものである。（年間のCPI上昇率は、前年11月から当年10月の平均を前々年11月から前年10月の平均と比較して算出される。）なお、源泉徴収義務者の事務負担の観点から、控除額は万円単位とする⁽¹⁾とともに、控除額の見直し初年については、年末調整で対応することと

されている。

基礎控除額の物価調整は、今後も継続されることとなっており、令和10・11年の控除額は、令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI上昇率を乗じることで算出されることになる。また、給与所得控除の最低保障額についても、令和8年から基礎控除と同様の措置が講じられることとなり、65万円の最低保障額が69万円に引き上げられることとなった。こうして、令和8年度税制改正においては、日本経済がインフレ基調に入ったことを踏まえ、CPIに連動した2年ごとの自動的な調整の仕組みが導入されることとなった。

なお、基礎控除（本則部分）と給与所得控除の最低保障額を物価の上昇に合わせて調整するという考え方自体は、既に令和7年度税制改正においても示されていた。すなわち、基礎控除自体の金額がそれまで最後に調整された平成7年から令和5年までのCPIの動きを踏まえて、基礎控除の額が48万円から58万円まで約20%引き上げられていた⁽²⁾。

Ⅲ 物価に連動した自動的調整の論拠と課題

「大綱」(p.2)において、「所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加する」と指摘されている。以下では、インフレによって実質的な所得税負担が増加するという問題について、一般的な検討を行う⁽³⁾。

所得税の課税ベースと税額は名目値で示される。ここでは、所得税の課税ベースである名目所得を Y 、税額を T で表すことにする。実質所得を y 、物価水準を P とすると、

$$Y = Py$$

である。所得税率を t 、定額の所得控除額を D とすると、

$$T = t(Py - D)$$

となる。税負担割合(T/Y)は、

$$T/Y = t(Py - D)/Py = t - tD/Py \quad (1)$$

である。この場合、インフレによって P の値が増加すると、税負担割合(T/Y)が増加す

(1) 令和7年の控除額58万円の1.06倍は614,800円になるが、令和8・9年の控除額は62万円とされている。

(2) 給与所得控除の最低保障額についても、物価上昇への対応として、令和7年度税制改正において55万円から65万円に引き上げられた。

(3) 厳密には、インフレによる税負担増加自体を問題とするには、インフレ開始前における所得税の負担水準が適切であったという前提が必要であろう。(この点は、定額の控除が物価下落時に税負担の減少をもたらすことを問題とするのかどうか、という論点を検討する際にもあてはまる。)また、「景気の過熱によるインフレが発生した場合、税負担の増加という形で税制におけるビルトイン・スタビライザーが機能して景気の過熱を抑えることは望ましい」という別の観点からの議論もあり得る。しかし、ここではこれらの問題には立ち入らず、継続的なインフレによる意図されない税負担増加には何らかの対応が必要であるとの前提で議論を進める。

但し、「何らかの対応」は必ずしも自動的な物価調整に限らず、裁量的な調整で対処することも考えられる。実際、大きな「自然増収」が生じていた高度成長期の日本では、毎年のように裁量的な所得税減税が行われていた。その際には、所得控除の引き上げを通じた課税最低限の水準確保に重点が置かれていた。(石弘光『現代税制改革史：終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社、2008年、pp.200-205。)

なお、与党の「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日)(p.4)には、「(基礎控除等)の引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。」との文言があるが、これは、インフレのみに起因する「自然増収」を否定したものとも解釈できよう。

ることになる。ここで、所得控除額を物価変動に合わせて調整するために、所得控除額DをPDに変更すれば、

$T/Y = t(P_y - PD)/P_y = t - tD/y$ (2)
となつて、税負担割合は、物価水準(Pの値)に依存しなくなり、物価の上昇が税負担の増加に結びつかなくなる⁽⁴⁾。これが、所得控除額を物価水準に合わせて調整することの論拠であろう。

上記の設例では、所得控除を扱ったが、累進税率のブラケットについても、同様の問題が生じる。すなわち、累進税率の適用ブラケットが名目値で固定されている場合、インフレの進行によって、税負担割合が増加する。上記の設例で、課税所得ゼロからDまでは税率ゼロ、課税所得Dを超えると税率tが適用されているものと見做せば、Dは税率ゼロのブラケットを示すことになる。ここで、税率ゼロのブラケットDをPD変更すれば、物価水準Pの変動によって税負担割合が変化することはなくなる。但し、累進課税において、複数の正の税率が存在する場合には、所得控除と税率ゼロの適用ブラケットを同一視することはできない⁽⁵⁾。

令和8年度税制改正では、所得税の基礎控除について物価水準への自動的調整が導入されたが、個人住民税の基礎控除に関しては、定額(43万円)で変更されることはなかった。個人住民税の基礎控除について所得税と

は違った扱いをする理由として、個人住民税に「地域社会の会費」的な性格があることや地方税財源への影響が挙げられることがあるが、必ずしも十分に説得的ではない。(納税者負担の観点からは、所得税も個人住民税もほとんど変わらない。)継続的なインフレに対する個人住民税の基礎控除の対応として、所得税と同様の自動的調整を導入するのか、地方税財源を考慮しつつ裁量的に(控えめに?)引き上げていくのか、あるいは、「地域社会の会費」としての個人住民税の比例税化を志向しつつインフレ時にも基礎控除の引き上げは極力行わないようにするのか、基本的な考え方を整理していく必要がある。

「物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加する」という問題が生じるのは、基礎控除に限ったことではない。したがって、基礎控除以外の控除に関する物価調整についても検討する必要がある。実際、前述の通り、給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則部分と同様の物価調整の仕組みが導入されることとなった。

給与所得控除については、仮にそれが給与所得者の経費見合いの控除であるとすれば、最低保障額以外の部分についても、自動的な物価調整が必要であるということになるのかもしれない。しかしこれは、現行の給与所得控除の水準が適正なものであって、その水準

(4) (1)式と(2)式のどちらにおいても実質所得yが増加した場合には税負担割合が増加するが、これは、累進的な所得税が当然持つべき性質である。インフレによる税負担増が問題とされるのは、所得控除額が定額であるために、実質所得yが全く増えていない場合であっても、Pが増加することで税負担率が上昇してしまうからである。(同様に、デフレ下でPが減少する場合には、yが減少しなくても税負担率が低下することになるが、この点が問題にされることは稀である。)

(5) 例えば、税率ゼロのブラケットのみを1単位増加させた場合にはすべての納税者の税負担が最低税率相当分減少するのに対し、所得控除額を1単位増加させた場合には、それぞれの納税者について限界税率(適用される最高法定税率という意味での限界税率)相当分の税負担が減少する。複数の税率ブラケットを持つ所得税の負担を物価水準に依存させないようにするためには、すべてのブラケットの大きさを物価に連動させる必要がある。

の実質価値を維持する必要があるという前提に立った議論である。平成30年度の税制改正においては、「特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していく」という考えのもとに、基礎控除の引き上げに合わせて給与所得控除の水準の引き下げが行われた。これに対して、令和8年度税制改正においては、令和7年度税制改正に加えて、中低所得者の給与所得控除の大幅な引き上げが行われたが、この点については、Ⅳで検討する。

なお、令和8年度税制改正における同一生計配偶者・扶養親族等の合計所得要件の引き上げは、基礎控除の改正に伴う改正と位置づけられている。また、マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の引き上げや企業における食事支給に係る非課税限度額の引き上げ（通達改正による対応）も、物価上昇に対応する措置とされている。これらは、かなりアドホックな対応に見えるが、所得税制の中に見られる名目値で定められた無数の規定のすべてを自動的な物価調整の対象にするのは実際上は困難であり、必要に応じて裁量的な対応を行っていくしかないであろう。

Ⅳ いわゆる「年収の壁」問題への対応

令和7年12月18日の「自由民主党・国民民主党 党首合意書」において、

① 令和6年12月の「3党合意」⁽⁶⁾で合意し

た、いわゆる「103万円の壁」について、178万円まで引き上げること

② 所得税の人的控除の在り方につき、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的な見直しを行うこと等が合意された。この合意を踏まえて、基礎控除と給与所得控除が特例として引き上げられ、Ⅱで述べた物価調整分及び令和7年度税制改正による措置と合わせて、給与所得者の課税最低限が178万円まで引き上げられることとなった。

すなわち、令和7年度税制改正において、中低所得者に適用される基礎控除の特例が創設され、特に、合計所得金額が132万円以下（給与収入ベースでは200万円以下）の場合には、基礎控除額が37万円恒久的に上乘せされることになった⁽⁷⁾。令和8年度税制改正においては、令和8・9年分の所得を対象に、合計所得金額489万円以下（給与収入ベースでは665万円以下）の場合について、基礎控除の特例による大幅な引き上げが行われた。その結果、合計所得金額が489万円以下の者⁽⁸⁾に適用される基礎控除（本則部分と特例部分の合計）が104万円に達することとなった。これに、給与所得控除の最低保障額74万円⁽⁹⁾を足し合わせると、上記の「3党合意」で言及された「年収の壁」の178万円への引き上げが実現したことになる⁽¹⁰⁾。

なお、今回の改正には令和8・9年の時限的な特例措置も含まれているが、今後については、「生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ……

(6) 令和6年12月11日に自由民主党・公明党・国民民主党の3党の幹事長による合意を指す。

(7) また、令和7・8年分については、合計所得金額655万円以下（給与収入ベースでは850万円以下）の場合、所得に応じて、基礎控除額の上乗せが行われることになった。

(8) 納税者の約8割をカバーすると言われている。

(9) 給与所得控除の最低保障額は、令和7年度税制改正によって、65万円まで引き上げられていたが、令和8年度税制改正によってさらに最大9万円（物価調整分4万円と収入金額220万円以下の場合に令和8・9年に適用される特例による5万円の合計）引き上げられ、74万円となった。

物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていく」⁽¹¹⁾こととされている。

こうして、令和7・8年度税制改正を通じて、所得税に関する「年収の壁」問題自体には決着がついたことになる。今回の決着に関しては、それに伴う所得税収減少⁽¹²⁾の問題は別として、その含意に関していくつかの要検討事項があろう。今回の措置は、「就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる」こととしたものとされるが、今回の税制改正が、「就労調整」に対応し、「中低所得者」に配慮した妥当な措置であると言えるのだろうか。

もともと、「年収の壁」については、一定の年収の水準を超えると所得税負担や社会保障負担が発生したり非連続的に増加したりしたことから働き控え（就労調整）が生じているのではないかと、という点が問題とされていた。就労行動には、労働参加率と労働時間の両面があるが、就労を促進するようなインセンティブの在り方を考える場合には、所得税の課税最低限の水準だけでなく、地方税も含めた税制・社会保障負担・社会保障給付の全体を検討対象とする必要がある。今回の措置が、そのような包括的な改革を行うまでの当面の対応ということであれば、今後のより真摯な検討が要請される。いわゆる給付付き税

額控除についても、そのような包括的改革の中でその位置づけを検討されるべきものであろう。

次に、中低所得者への配慮に関しては、令和8年度税制改正において基礎控除額が大幅に拡大された年収600万円水準の給与所得者への減税額が最も大きくなっていることを、どのようにとらえればよいのであろうか⁽¹³⁾。もちろん、物価高の影響は平均給与⁽¹⁴⁾を上回る給与所得者にも及んでいるが、元来は、所得税に期待される所得再分配機能との関連も考える必要があるのではないかと。なお、今回の基礎控除の引き上げについては、所得制限が付されていることによって、控除額の単純な引き上げに比べれば相対的に累進的な面もあるし、減税額をある程度抑制できた面もある。他方、基礎控除の水準が合計所得金額489万円（給与収入ベースで665万円）を超えると基礎控除の金額が非連続的に減少するため、その付近の所得においては手取りの逆転現象が生じてしまうとの指摘もある⁽¹⁵⁾。

就労行動（労働供給）と所得分配の問題は、所得課税の在り方を検討する上での最も重要な論点の一つである。これらの問題に対応するためには、税制と社会保障制度全体の観点からの総合的政策が求められるのであって、課税最低限の水準の設定は、そのごくごく一部に過ぎない。税と社会保障の一体的・包括的な改革については、これまでもその必要性が幾度となく指摘されてきたが、未だ

(10) また、この結果、すべての給与所得者について、「所得税の負担開始水準」（基礎控除額及び給与所得控除額の合計額）は178万円以上となった。

(11) 与党・令和8年度税制改正大綱 p.5, 前掲注（3）。

(12) 令和8年度税制改正による基礎控除等の引き上げによる減収額は、約7,000億円と推定されている。「大綱」p.120。

(13) 国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）によると、1年を通じて勤務した給与所得者5,137万人のうち、年収600万円超の者の割合は4分の1に過ぎない。

(14) 前掲注（13）の同統計によれば、令和6年の平均給与は478万円。

(15) 福田浩彦「個人所得課税」『税研』247号（2026年5月）pp.22-23。

十分な進展はない。現在、その緊急性は一層高まっており、令和11年度までには実質を伴う大きな進捗があることを期待したい。

V 物価高への政策的対応（所得税分野以外）

令和8年度税制改正においては、所得税以外の分野においても、物価高に対するいくつかの裁量的対応が行われている。例えば、中小企業者等が取得時に全額損金算入できる減価償却資産の取得価額が30万円未満から40万円未満に引き上げられることとなった。また、固定資産税について、令和9年度以降、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げることとなった。不動産取得税についても、土地に係る免税点を10万円から16万円に、家屋に係る免税点のうち建築に係るものについては1戸につき23万円から66万円に、その他のものについては1戸につき12万円から34万円にそれぞれ引き上げることとなった。

VI おわりに

日本経済がデフレ基調からインフレ基調に変化したことに対応して、税制上の措置が求められることは理解できる。特に、令和8年度税制改正で導入された基礎控除等の自動的物価調整には、一定の論拠がある。しかし、令和8年度におけるその他の「物価高への対

応」については、その妥当性について慎重な検討が必要であろう。

特に、いわゆる「年収の壁」問題への対応が、就労促進よりもむしろ物価高に苦しんでいるとされる中低所得者支援に重点が置かれ、かつ、その対象となる「中低所得者」の範囲が上方に拡大された結果、所得税の所得再分配機能を低下させてしまった面もあるのではないかと。マクロ経済政策の観点からも、そもそもインフレの問題に減税で対応することは、むしろインフレを加速してしまう恐れがある⁽¹⁶⁾。

もともと、「物価高への対応」というあいまいな政策目標には、様々な要素が混在してしまっている。本来なら、インフレ抑制・低所得家計支援・就労促進等の政策目標を明確化した上で、金融政策・社会保障政策・労働政策等も含め、総合的な対応を考える必要がある。租税政策もそのような総合的な対応の一環として位置づけるべきものであろう。

(16) 令和8年度税制改正の範囲を超えるが、令和9年4月からの実施が予定されている消費税減税についても、インフレ対策との関連では問題がある。消費税減税によってインフレに対応しようとするのは適切ではない。消費税率の変動が物価にもたらす直接的影響は、インフレやデフレとは切り離して考える必要がある。仮に、インフレに対して消費税率引き下げで対応すべきという議論が正しければ、デフレに対しては消費税率引き上げで対応すべきだということになってしまうが、これは明らかに誤りであろう。

2

インフレ下における税制のあり方
—所得税の税率構造等の見直し

土居 丈朗●慶應義塾大学経済学部教授

I 日本の物価と賃金の上昇

日本経済は長年にわたるデフレおよび低インフレから脱却し、2020年代に入り顕著な物価と賃金の上昇局面を迎えている。消費者物価指数（CPI）のうち生鮮食品を除く総合指数（コア CPI）の推移を見ると、2021年度は前年度比0.1%の上昇にとどまっていたものの、2022年度には前年度比3.0%の上昇へと急加速した。続いて2023年度も同2.8%の上昇、2024年度も2%台半ばから後半で推移している。

さらに、名目雇用者報酬の上昇率を見ると、2021年度から2023年度に2%前後上昇し、2024年度に4.1%、2025年度に3.6%と堅調な伸びを見せている。これを後押ししたのが労働組合の春季生活闘争（春闘）における賃上げ実績である。日本労働組合総連合会（連合）の集計によると、平均賃上げ率は2023年に3.58%を達成し、さらに2024年には5.10%に達した。2025年および2026年においても高い水準の賃上げが継続している。

所得税制にとって、これほどの規模での物価および賃金の上昇に本格的に直面するのは、極めて「久しぶり」の出来事である。春闘における平均賃上げ率が5%を超えたのは

1991年以来の高水準である。また、消費者物価指数が消費税率引上げによる影響を除いて前年度比で2%から3%台の上昇を記録したのも、バブル景気終盤から崩壊初期にあたる1991年以来、約30年ぶりのことである。

所得税制は、各種の控除額、および超過累進税率の所得区分は、すべて金額（名目建て）によって直接法律に規定されている。この名目建て規定は、物価や名目賃金の変動しない安定的な局面においては税負担の予見可能性を高める機能を果たすが、物価や賃金が持続的に上昇する局面においては、納税者の実質的な負担を直接的に変化させる要因となる。名目所得が増加することによって課税最低限を超過したり、より高い税率が適用される税率ブラケットへと押し上げられたりする。これが、ブラケットクリープと呼ばれる現象である。

本稿では、こうした約30年ぶりとなる物価や賃金の上昇を、所得税制においてどのように取り扱うべきか、特にブラケットクリープの発生に伴う税率構造の見直しの是非や、税制の物価連動化について、制度的・経済学的な観点から総合的に論じることを目的とする。

Ⅱ 物価上昇を踏まえた基礎控除等の見直し

物価上昇に伴う実質的な税負担の増加という課題に対して、法的な検討の契機となったのが、令和7年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律）附則第81条である。

この法律上の要請を受けて、所得税の各種所得の課税の在り方および人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しについて、まずは政府税制調査会活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合において論点の整理が行われた。その際、まずは法律により明示的に検討が求められている、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策から検討が重ねられた。

同専門家会合では、基礎控除等の定額規定が物価上昇下で実質増税をもたらす課題に対し、これを防ぐ自動調整機能の導入可能性が幅広く検討された。毎年の物価変動に合わせて完全自動で控除額を改定する「毎年物価スライド方式」は、物価との整合性が最も高いものの、給与計算システムの毎年の更新や年末調整業務の不確定要素が増大し、源泉徴収義務者である企業側の事務負担が著しく過大となる点が強く懸念された。

これを踏まえ、事務負担の平準化と実質負担増の回避を両立させる現実的な解として、「数年に1度、物価上昇の累積率を踏まえて自動的・機械的に控除額を引き上げる仕組み」をあらかじめ法律にビルトインしておく方式が有力視された。その際、基準とする物価指標には消費者物価指数（生鮮食品を除く総合等）を用い、一定の乖離率に達した段階で定期的に改定を行う構想などが示された。

ただ、所得税の基礎控除等については、石破茂内閣が少数与党だったこともあり、政府

税制調査会での議論は、具体的な制度設計にまでは踏み込まなかった。ただ、2025年度と2026年度の税制改正では、与野党協議を経て、基礎控除は、2025年所得に対しては最大95万円、さらには2026年所得に対して最大99万円まで引き上げることになった。給与所得控除の最低保障額は、2025年所得に対しては65万円、さらには2026年所得に対して74万円まで引き上げることになった。なぜこの金額となったのかについては、後付的な説明はあれども、あらかじめ経済学的論理を提示した上でそれに従った金額設定ではなかった。これでは、EBPM（証拠に基づく政策立案）とは言いがたい。

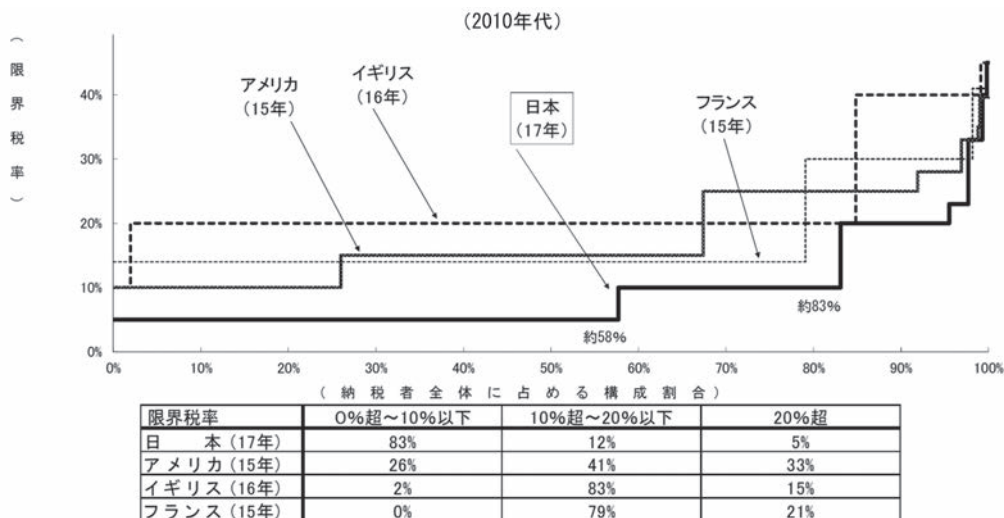
Ⅲ ブラケットクリープに伴う税率構造の見直し

2020年代に入ってから税制改正論議では、ブラケットクリープに伴う税率構造の見直しについては、本格的に議論されていない。

まず、現状として、日本の所得税制において、ブラケットクリープはどのように観察されるだろうか。試算ではあるが、日本とアメリカ、イギリス、フランスについて、所得税の限界税率ブラケット別の納税者の分布を示したのが図1である。図1の上側が2010年代の状況で、下側が2020年代の近年の状況である。

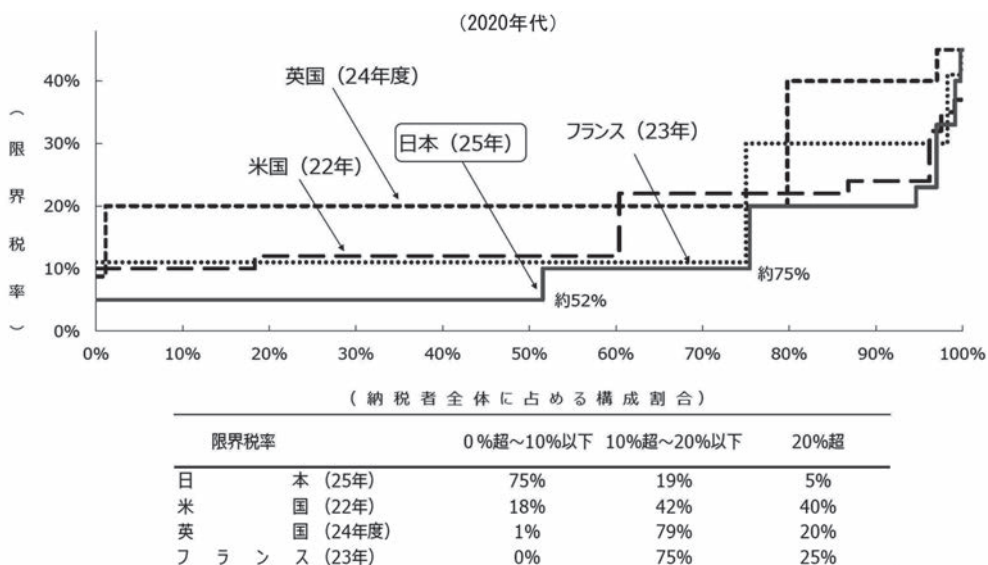
これは、累進課税を前提に、課税額が正の納税者が直面する限界税率を、課税所得が低い方から順に並べた納税者全体の構成割合を意味する。図1の上側の2010年代の状況を見ると、2017年の日本は限界税率が5%の納税者が全体の約58%を占め、10%の納税者が約15%を占めている。限界税率が10%以下の納税者が全体の約83%という状況であった。これは、同時期の米英仏と比較しても低い限界税率に直面する納税者が日本は多かったことを意味する。

図1 所得税の限界税率ブラケット別納税者の分布



- (注) 1. 日本のデータは、平成29年度予算ベースの推計値に、配偶者控除及び配偶者特別控除の改正（平成30年1月1日施行）を加味している。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成（ただし、日本と異なり、一部分離課税に係るものが含まれる）。
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 4. 上表中のイギリスの「0%超～10%以下」の欄には、便宜的に、「給与所得等が無く、利子所得に対して20%の税率が課されている者及び/又は配当所得に対して7.5%の税率が課されている者」の割合を記載している。なお、データは、OBR（予算責任局）が2017年3月に公表した経済財政見通しを前提とした、2014年度の個人所得調査に基づく推定値。
 5. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階（5・10・20・23・33・40・45%）、アメリカは7段階（10・15・25・28・33・35・39.6%）、イギリスは3段階（20・40・45%）、フランスは5段階（0・14・30・41・45%）である。
 6. 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。

出典：財務省資料を一部改編



- (注1) 日本のデータは、令和7年度予算ベースの推計値である。
 (注2) 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成。
 (注3) 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階（5・10・20・23・33・40・45%）、米国は7段階（10・12・22・24・32・35・37%）、英国は3段階（20・40・45%）、フランスは5段階（0・11・30・41・45%）である。
 (注4) 米国は個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 (注5) 英国では、限界税率「0%超～10%以下」に含まれるものとして「給与所得等がなく配当所得に8.75%の税率が課されている者」が存在するが、英国政府の税務統計の整理上、「給与所得等がなく、利子所得に対して20%の税率が課されている者」と合わせた人数のみ公表されており、上表の「0%超～10%以下」には後者も含んだ割合を記載している。
 (注6) 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。

出典：財務省「説明資料「所得税について」」政府税制調査会第3回活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立的な税制に関する専門会合配付資料を一部改編

では、近年ではどうか。図1の下側の2020年代の状況を見ると、2025年の日本は限界税率が5%の納税者が全体の約52%を占め、10%の納税者が約23%を占めている。限界税率が10%以下の納税者が全体の約75%と、2017年よりも割合が低下している。限界税率が5%の納税者の構成比も低下している。これは、2025年所得に対する基礎控除の引上げによって課税最低限が引き上げられたことも影響しているが、ブラケットクリープによって限界税率が5%から10%に上がる納税者がいることも影響していると考えられる。限界税率が10%から20%に上がる納税者についても同様である。

確かに、わが国の所得税の超過累進税率は、最高税率を2014年所得に対して45%に引き上げて以来、課税所得の閾値も税率も全く改正されていない。

ただ、2025年の日本の納税者の低中所得層で、米英仏よりも限界税率が上回ってはいない。日本の納税者の分布は、図1の上側で示した年以降に米仏で一部の超過累進税率を引き下げたことが影響しているものの、日本でブラケットクリープがあったとしても、依然として直面する限界税率は低いのである。

したがって、賃金上昇に合わせて税率区分を見直すとしても、どの所得層の納税者に、どの程度税負担を求めるかをきちんと見極めて制度設計を進めていかなければならない。

Ⅳ 社会保障国民会議が示した「不都合な真実」

図1に示した税率構造は、所得税のみのものである。家計の負担は、所得税だけではない。住民税も消費税もあるし、社会保険料もある。これらを合わせて家計の負担を見る必要がある。加えて、児童手当などの給付を受け取っていることも踏まえる必要がある。

そうした観点から、2026年7月に社会保障国民会議有識者会合に、中間とりまとめ案が示されたのに合わせて配付された参考資料では、所得税と住民税と消費税と社会保険料を合わせた負担額から生活保護と児童手当（夫婦世帯のみ）を合わせた給付額を差し引いた純負担額を世帯年収で除した純負担率が、各所得層でどうなっているかを試算して提示した。参考資料から、夫婦子2人世帯を図2、単身（被雇用者）世帯を図3として示している。

図2は、夫婦子2人世帯の純負担率が、平均年収（540万円）以下の世帯で米独仏3か国平均よりも高くなっていることを示している。これが、社会保障国民会議の中間とりまとめで「所得に連動したきめ細かな給付」の案の基礎となっている。

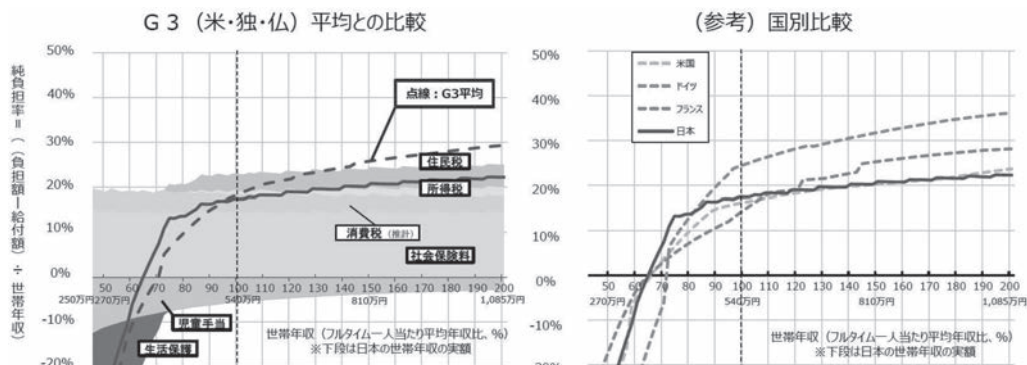
ただ、これらの図はそれだけを意味していないことが浮き彫りになった。社会保障国民会議は、その点について深く言及はしていない。

それは、平均年収よりも高い所得層では、米独仏3か国平均よりも日本は純負担率が低いということである。つまり、わが国の中高所得層は、米独仏3か国平均よりも負担が軽いことを意味する。さらにいえば、単身世帯の純負担率を示した図3を見ると、低所得層も含む大半の所得層で、米独仏3か国平均よりも日本は純負担率が低くなっている。

多くの国民の実感とは異なるかもしれないが、これが真実である。

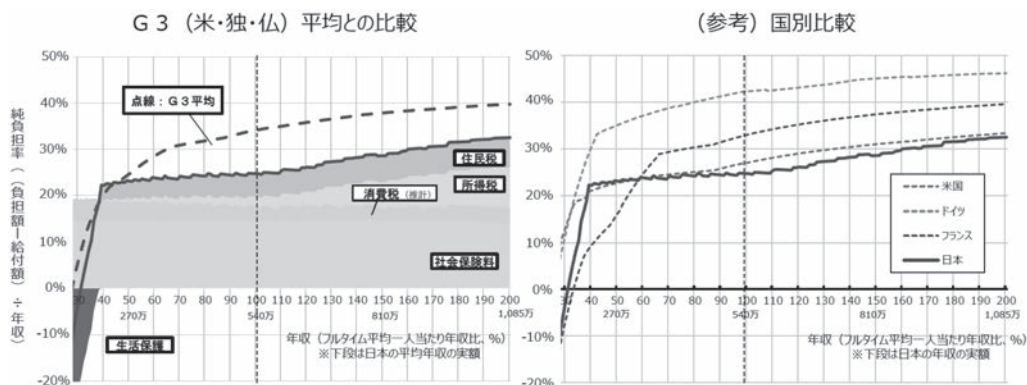
図2と図3における平均年収よりも高い所得層については、物価に連動して超過累進税率の所得区分を見直す以前に、まずは欧米並みの負担を求める必要がある⁽¹⁾。ただでさえ、わが国の政府債務残高対GDP比は、未曾有の水準に達している。政府債務残高は、過去の財政赤字の累積に他ならない。それだけ、長年にわたり、国民は政府支出から便益

図2 子育て世帯の純負担率



- (注1) 夫婦(35歳・共働き)子2人(5歳, 2歳)の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。
- (注2) 夫婦各々の給与収入については、1:1で試算している。
- (注3) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。
- (注4) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している(被用者負担分のみ)。また、ボーナスを給与3ヶ月分(年2回支給)と仮定して試算している。
- (注5) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、令和6年全国家計構造調査(二人以上勤労者世帯)を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合(標準・軽減税率対象品目別)を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。
- (注6) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産(預貯金・持ち家)の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。
- (注7) 国税庁「民間給与実態統計調査」(令和6年分)の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金(478万円)とOECD「tax benefit model (version 2.7.1)」で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金(540万円)を記載している。
- 出典：内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局「参考資料」社会保障国民会議有識者会議第7回配付資料を一部改編

図3 単身(被雇用者)世帯の純負担率



- (注1) 単身(25歳)の民間給与所得者に該当するものとして試算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。
- (注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。
- (注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している(被用者負担分のみ)。また、ボーナスを給与3ヶ月分(年2回支給)と仮定して試算している。
- (注4) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、令和6年全国家計構造調査(単身勤労者世帯)を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合(標準・軽減税率対象品目別)を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。
- (注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産(預貯金・持ち家)の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。
- (注6) 国税庁「民間給与実態統計調査」(令和6年分)の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金(478万円)とOECD「tax benefit model (version 2.7.1)」で示されている日本のフルタイム相当労働者の平均賃金(540万円)を記載している。
- 出典：内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局「参考資料」社会保障国民会議有識者会議第7回配付資料を一部改編

を得ているのに比べて政府は税負担や社会保険料負担を求めてこなかった証左である。

ちなみに、近年政府債務残高対 GDP 比が低下し始めているが、それにはからくりがある。この比率が低下するのは、政府債務残高の増加よりも名目 GDP の増加の方が大きいからである。では、なぜ名目 GDP の増加が多いか。それは、物価上昇率が高いからである。物価が上昇し始める直前の2021年度から2025年度までに、名目 GDP は16%増えたが、実質 GDP は3%しか増えておらず、残る13%は物価（GDP デフレーター）が上昇したことによる。

これは結局、政府債務の実質価値が物価上昇によって目減りしたことと同義である。それだけ、インフレにして政府債務を事実上返済したという意味で、経済学の用語でインフレ税ともいうべきものである。

インフレ税であっても、政府債務残高対 GDP 比が低下すればそれでよいのか。それは、租税法律主義を踏みにじるものである。所得税や消費税は、租税法律主義に則り、誰にいつどれだけの税を課すかを事前に国会で議決する。しかし、インフレ税は、インフレによって損失を被った国民のみが負担する。実質賃金が下がる国民もその1人である。インフレをヘッジできれば、富裕層でもインフレによる損失はなく、政府債務の実質価値が目減りする影響は受けない。つまり、インフレ税は、誰にいつどれだけの税を課すかを事前に議決せず、目に見えない形で実質的な負担を国民に課すことになる。

そんな形で国民に負担を課すぐらいならば、純負担率が米独仏3か国平均よりも低い所得層に、租税法律主義に則り、負担を求める方がまだましである。

V 「景気が良くなれば税収が増える」という言葉の軽さ

2010年代に消費税率の引上げを行う際、必ず出てきた言葉がある。それは、「景気が良くなれば税収が増える」のだから今増税をしなくてよい、である。増税すると、景気を悪化させて逆に税収が減りかねないという言説である。

1997年度に、消費税率を3%から5%に引き上げた。1997年度以降、2014年度まで、国税収入は1997年度を上回ったことがなかった。しかし、消費税率の引上げがこの現象の原因ではない。まず、1997年秋に起きた日本の金融危機は、バブル景気の時期の不動産担保融資がその後の地価下落によって焦げ付き、金融機関の不良債権となり、それが増大したことが原因だった。1997年に起きた日本の金融危機の根本原因は、不良債権問題であって、消費税増税ではない。その後の国税収入の減少は、1998年度と1999年度に法人税率引下げ、1999年度に所得税減税を行ったことが影響し、さらには「三位一体改革」（国と地方の税財政改革）で国から地方への3兆円規模の税源移譲が2007年度に恒久化されたことで所得税収が減ったことで、不可逆的な国税収入の減少をもたらした。これらの制度改正を踏まえ、景気を悪化させれば税収が減ると主張しても的外れである。

そして2020年代中葉の今日、「景気が良くなれば税収が増える」は、物価と賃金の上昇によってもたらされている。国税は2020年度以降、地方税は2021年度以降、税収が過去最高を更新し続けている。そうしたらどうだろうか。それほど税収が増えているなら（減税

（1）ただし、その負担は、所得税よりも消費税で求めることが、資源配分の効率性からは望ましい。この点に関する詳細は、本稿の目的から逸脱するため、別稿に譲りたい。

や給付で)国民に還元せよと主張するのではないか。

消費税率の引上げが2度先送りされた間に政府債務はその分累増した。それを取り返すなら、文字通り「景気が良くなれば税収が増える」時には、減税や給付で国民に還元するのではなく、その増収分で政府債務を償還すべきである。

「景気が良くなれば税収が増える」といいつつ、増えたら増えたで還元せよといっでは、いつまで経っても政府債務の累増は止められない。

この発想は、ブラケットクリープに伴う税率構造の見直しにも及びかねない。つまり、物価や賃金が上昇するのに伴い税収が増えるから、税率構造を物価や賃金に連動させて、実質的な負担増にならないようにする、という発想は、「景気が良くなれば税収が増える」といいつつ、増えたら増えたで還元せよというのも同然である。

ブラケットクリープは、むしろ累進課税を景気の自動安定化装置(ビルトイン・スタビライザー)として機能させるために放置するという考え方も、経済学にはある。

VI 所得税制の物価連動化に向けて

本来経済学的に考えれば、経済活動のすべてで物価連動化することが、価格メカニズムに歪みを与えないことから望ましい(なお、累進課税は資源配分の効率性の観点からは望ましくなく、垂直的公平性の観点からの要請である)。それは、裁量的な税率変更をしないということでもある。

これを踏まえると、物価や賃金が上昇するのに伴い連動して税制改正することはよいが、裁量的に税率を引き下げるなどして減税することはよくないのである。裁量的な減税

を肯定しながら、税率構造の物価連動化を肯定することは論理矛盾である。都合のよいところだけをつまみ食いしてはならない。

わが国において、前述したように裁量的な減税が現に実施されたからには、どこかでこれを是正しなければならない。それは、今しばらくは税制で物価連動化を止めることである。

直近の税制改正でも、所得税制は物価上昇に連動しているのかしていないのか、よくわからない展開を見せてきた。基礎控除を、物価上昇を理由に引き上げてきた。その意味では、物価上昇に連動した税制改正と位置付けられよう。しかし、95万円も99万円も(そもそも1997~2019年の所得までの38万円からして)、基礎控除として何を体现した金額かを経済学的に根拠を与えることは困難である。

それでいて、所得税で1997年所得から基礎控除とあわせて38万円に引き上げられた配偶者控除や一般扶養控除は、2026年所得に至るまで金額は変更されていない。住民税の基礎控除などの金額も変更されていない。これらは物価上昇に連動させる必要がないと断定できる根拠も見出すことが困難である。

もはや、所得税の人的控除額は、論理的な根拠をもって設定されているというより、様々な意味で政策的配慮をもって設定されているというほかないだろう。所得税制の中で、物価上昇を理由に金額を変更したものもあれば、物価上昇にもかかわらず変更されなかったものもある。超過累進税率の税率区分も変更されなかったものに含まれる。こうした割り切りの中で、所得税制での様々な金額が設定されているのが現実である。

さらにいえば、所得税の課税最低限の議論も、近年では顧みられていない。基礎控除あるいは給与所得控除の最低保障額は、課税最低限と密接な関係があることは論を俟たない。かつては、出来るだけ多くの国民に、行政経

費の最低限の負担をまずは求めることや、納税を通じて政策過程に関心を持ってもらうことなどの考え方から、課税最低限をより低くするという政策志向がわが国にも存在していた。しかし、近年の基礎控除あるいは給与所得控除の最低保障額の引上げは、課税最低限を上げることを意味する。

確かに、近年の物価高で低所得層の負担軽減が求められる地合いではある。とはいえ、これと、出来るだけ多くの国民に行政経費の最低限の負担を求めるという考え方は、それぞれ独立したものである。ましてや、前出の図2や図3が示す通り、低所得層の負担は、主として社会保険料によるものであって、所得税や住民税ではない。

加えて、政府税制調査会が2023年6月にとりまとめた中期答申「わが国税制の現状と課

題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」では、租税制度の「公平・中立・簡素」を考える上での前提として、租税の「充分性」も、これらの3原則と並んで重要なものと位置付けるべきとの考え方を示した。充分性とは、財政需要を満たすのに十分な税収があげられることを意味する。バブル崩壊以降、租税の充分性を軽んじてきたわが国の財政運営を振り返れば、今はまだ、税制の物価連動化よりも租税の充分性が重んじられてしかるべき時期である。

今しばらくは税制で物価連動化を止める間に、所得税制として、どの所得階層にどの程度の税負担を求めるかについて検討を深めることが必要である。その先に、所得税制の物価連動化がある。

インフレ下における相続税制の在り方 ―課税最低限と担税力の観点から―

加藤 千博●税理士

I はじめに

近年、我が国経済は長期にわたるデフレ状況から徐々に脱却し、インフレ局面へと移行しつつある。消費者物価指数（CPI）の前年比は、令和4年に「+2.3%」と上昇に転じ、令和6年は「+2.7%」と持続的な物価上昇が確認されている⁽¹⁾。また、国土交通省の地価公示によれば、三大都市圏における価格の前年比は令和8年に、全用途平均で「+4.6%」、住宅地で「+3.5%」、商業地で「+7.8%」を示しており、都市部を中心に地価の上昇が顕著である⁽²⁾。さらに、日経平均株価は令和6年に4万円台に到達し、令和8年には7万円台へと最高値を更新するなど、株価の高騰もみられる。このほか、建設工事費についても、令和3年以降増加が確認され、令和7年（暫定値）では令和2年に比して「+21.9%」となっており、経済活動を取り巻く環境は大

きく変容している⁽³⁾。

このような経済情勢の変化は、所得課税のみならず、資産課税、とりわけ相続税の課税構造に対しても看過し得ない影響を及ぼす。相続税は、所得ではなく財産そのものを課税対象とするため、資産価額の変動が直接的に反映される税目である。そのため、近年のインフレ、不動産価格や株価の上昇を背景として、「相続税の基礎控除も物価に応じて見直すべきではないか」といった議論がある。

所得税における基礎控除は、最低生活費に対する課税を排除するという生活保障の性格を有しており⁽⁴⁾、物価上昇が生活費の増加をもたらす以上、その水準が物価動向と一定の連動性を持つことは制度趣旨からみても自然である。

そして、相続税の基礎控除は、これまでの改正経緯をみると、物価、地価、個人財産の増加など社会経済環境の変化を考慮しながら見直されてきたことも事実である。

本稿では、まず相続税の制度趣旨及び基礎

-
- (1) 総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数 全国 2025年（令和7年）平均」表7（<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/nen/pdf/zen-n.pdf#page=4>、令和8年8月19日最終確認）。
- (2) 国土交通省「令和8年地価公示の概要 令和8年3月」スライド1（<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001985434.pdf>、令和8年8月19日最終確認）。
- (3) 国土交通省「建設工事費デフレーター（2020年度基準）[年度別]」（https://www.mlit.go.jp/statistics/details/t-other-2_tk_000362.html、令和8年8月19日最終確認）。
- (4) 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2021年）209-210頁参照。

控除の意義を整理し、その歴史的変遷を概観する。その上で、近年のインフレ環境が相続税制に促す影響について検討する。

Ⅱ 相続税の制度趣旨と基礎控除の意義

相続税は、死亡時点における財産移転に課税する制度であるが、そこには、広い政策的・社会的意義を内包している。その中心的理念として位置付けられるのが、富の過度な集中を抑制し、世代を超えた資産の固定化を防止するという再分配政策である⁽⁵⁾。

戦後税制の形成に決定的な影響を与えたシャープ勧告は、所得税中心主義を基調⁽⁶⁾としつつも、相続税を重要な資産再分配手段として評価した⁽⁷⁾。

今日においても、相続税の制度的意義として最も本質的なものは、この再分配機能に求められるべきではないかと考える。すなわち、被相続人の死亡に伴う財産移転に対して一定の負担を求めることにより、世代間の資産格差の拡大を抑制し、社会全体の資源配分の偏在を是正する役割を果たしているのである。

もっとも、相続税はすべての相続財産に一律に課されるわけではない。一定額以下の相続については課税対象から除外されるが、そのために設けられているのが基礎控除である。ここで留意すべきは、相続税の基礎控除が所得税の基礎控除とは制度趣旨を異にすると考えられる点である。

所得税の基礎控除は、生存権保障や最低生活費非課税の理念と結び付いており、生活費

の確保という社会政策的目的を有するのは前掲のとおりである。他方、相続税の基礎控除は、「いかなる範囲の資産保有者を課税対象とするか」という政策的線引きを具体化するものであって、生活保障とは無関係であると考ええる。換言すれば、相続税の基礎控除は、相続税における課税最低限そのものである。

基礎控除額の水準は、相続税をどのような税として位置付けるのかという政策思想を直接的に反映する。例えば、基礎控除額を引き上げれば課税対象者は限定され、相続税は主として富裕層に対する選択的課税として機能する。他方、基礎控除額を引き下げれば課税対象者は拡大し、より広範な層に税負担を求める制度へと変容する。このように、基礎控除額の設定は、相続税の再分配機能の強弱を左右する重要な要素であり、その水準は、その時々为社会経済環境や資産価額の変動等を踏まえた政策判断によって決定されることになるであろう。

Ⅲ 相続税基礎控除の変遷とその背景

現行の相続税における基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」とされている。そして、この水準は社会経済環境の変動等に応じて、数次の見直しが行われてきた。

昭和63年改正前、基礎控除額は「2,000万円+400万円×法定相続人の数」とされていた。しかし、いわゆるバブル経済期には、全国的な地価高騰が生じ、特に「東京圏を中心とした異常な地価高騰に伴い著しく上昇」す

(5) 水野忠恒『租税法（第5版）』（有斐閣、2011年）628頁以下参照。

(6) 平田敬一郎「シャープ勧告の核心」26頁以下参照（『税制の改革 シャープ勧告全文（日本税制報告書）』（1949年、日本経済新聞社））。

(7) シャープ使節団「日本税制報告書」161頁以下参照（前掲注（6））。

るとともに、「昭和50年から昭和61年までの間には消費者物価指数は約1.6倍に上昇」した。また、「国民所得が約2倍に増加していることにみられるように個人財産の増加も漸次進んできていることに伴い、一件当たりの相続税負担も増加」してきた。このような事情を反映し、昭和50年と昭和61年を比較すると、相続税の課税件数は3.6倍の約52千件、課税割合は3.3倍の6.9%に増加した。この状況に対応するため、昭和63年改正では基礎控除額が「4,000万円+800万円×法定相続人の数」へと大幅に引き上げられた⁽⁸⁾。

平成4年改正では「4,800万円+950万円×法定相続人の数」に引き上げられたが、これは、平成2年の税制調査会の「土地税制のあり方についての基本答申」に基づいて土地評価水準の引上げが行われ、この引上げに伴う相続税負担の増加に対応するために行われたものである⁽⁹⁾。さらに、平成6年改正では「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」へと引き上げられたが、これは平成4年改正後の基礎控除額の端数整理として行われたものであると説明されている⁽¹⁰⁾。

ここで重要なのは、昭和63年改正の基因となった税制調査会の「税制改革についての中間答申」（昭和63年4月）における記述である。「相続税制を検討するに当たっては、健全な個人資産の形成と国民生活の安定に配慮しつつ、相続税の基本的役割の一つである富の再分配機能に留意し、適正・公平な課税を目指すことが必要である。相続税については、昭和50年以来制度の基本的な見直しが行われていないため、個人財産の増加及び地価の上昇、特に最近における東京を中心とした

異常な地価高騰等を反映して、死亡者数に占める課税割合は昭和50年の2.1%から昭和61年の6.9%へと急速に増大しており、一件当たりの相続税の負担も増加している。このような状況を踏まえ、負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げ、税率構造の緩和を行うとともに、配偶者の生活の安定に資するため配偶者に対する相続税の負担軽減措置を拡充するほか、負担の公平を確保するため各種の相続税の税負担回避行為に対し必要な措置を講ずることが適当である」と指摘している⁽¹¹⁾。すなわち、相続税の基礎控除額の引上げは、相続税の課税対象をどの層に設定するかという政策的線引きの再調整として行われたのであったと考えられる。また、制度趣旨の観点からみると、担税力の変動に対する対応であったとも位置付けられる。

IV 平成25年改正の意義

平成25年改正（平成27年1月施行）は、近年の相続税制を論じる上で最も重要な転換点として位置付けられる。この改正により、相続税の基礎控除額は従前の「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」へと大幅に引き下げられた。例えば、法定相続人が配偶者及び子2人の計3人である場合、基礎控除額は改正前の8,000万円から改正後は4,800万円へと縮小し、課税最低限は実質的に4割削減されたことになる。この水準に関しては、「物価・地価が現在と同等であった昭和50年代後半の水準を参考に、この時期に適用され

(8) 『昭和63年度版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、1989年）432頁。

(9) 『平成4年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、1992年）237頁。

(10) 『平成6年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、1994年）281頁。

(11) 前掲注(8) 430頁。

ていた水準まで引き下げること」としたと説明されている⁽¹²⁾。

この改正の背景としては、第一に、「老後扶養の社会化」の進展への対処がある。「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月税制調査会答申）では、「今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与することとなっている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は、遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる」という点を指摘している⁽¹³⁾。

第二に、相続税の再分配機能の低下が挙げられる。昭和63年改正から平成6年改正にかけては、地価高騰への対応として基礎控除額が段階的に引き上げられた。しかし、その後、バブル崩壊による長期的な地価下落が続いたにもかかわらず、基礎控除額は約20年間据え置かれた。その結果、相続税の課税割合は徐々に低下し、平成22年には4.2%にまで縮小した。このような状況について、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月）では「相続税の再分配機能が低下」しているとの認識を示している⁽¹⁴⁾。

第三に、地価下落等による課税最低限の相対的な上昇である。昭和63年改正では、地価高騰により一般的な住宅所有者まで課税対象となることを防ぐため基礎控除額が引き上げられた。これに対し、平成25年改正では、その後の地価下落や資産価格の変化によって課税最低限が相対的に高くなり、相続税の有する再分配機能の低下が考慮された。すなわ

ち、平成25年改正は、昭和63年改正以降の社会経済環境の変化を踏まえ、課税最低限を適正な水準へ戻そうとした制度改正として位置付けることができる。実際、この改正後の課税割合は、平成27年が8.0%、令和6年が10.4%と上昇しており、相続税収も大きく増加した。政策目的であった再分配機能の強化という点では成果を上げたと評価することができる。

本稿において注目したいのは、この改正が行われた後の社会経済環境である。

平成25年改正が想定していたのは、長期的な地価下落を前提とする社会経済環境であった。しかし、その後、都市部を中心として不動産価格は再び上昇し株価も上昇した。さらに、近年では物価上昇を伴うインフレ局面へと移行している。その結果、相続税の課税対象者は、さらに増加する方向に作用していると考えられる。もちろん、このことから直ちに基礎控除額を引き上げるべきであるという結論が導かれるわけではない。しかし、平成25年改正が一定の社会経済環境を前提として制度設計されたものである以上、その前提条件が変化した現在において、その制度設計がなお妥当であるかを検証することは十分に意味のある作業である。

このような視点に立つと、現在の論点は、「基礎控除額を引き上げるべきか否か」という二者択一ではなく、社会経済環境の変化を踏まえた上で、相続税はどの範囲の資産保有者に負担を求める税であるべきかという制度理念そのものではないだろうか。

(12) 『平成25年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2013年）567頁。

(13) 前掲注（12）565頁。

(14) 前掲注（12）565頁。

V

社会経済環境の変化と課税最低限

相続税の基礎控除は、その時々为社会経済環境を踏まえて見直されてきた。昭和63年改正では、個人財産の増加、一般的な物価水準の上昇、地価の上昇及び課税件数の増加が考慮要素として掲げられ、平成25年改正では、地価下落による課税割合の低下などが背景事情とされた。

このような立法経緯からすれば、近年のインフレや資産価格の上昇を踏まえ、相続税の課税最低限の在り方を改めて検討すること自体は、決して不自然な議論ではない。

所得税における基礎控除は、最低生活費に対する課税を排除するという性格を有している。そのため、物価上昇によって生活費が増加すれば、最低生活を維持するために必要な所得も増加することから、基礎控除額との関係が問題となり得る。

これに対し、相続税の基礎控除は、そのような生活保障を目的とする制度ではない。相続税は、被相続人から取得した財産に着目して課税する制度であり、基礎控除はどの範囲の財産保有者を課税対象とするかという政策判断を具体化した課税最低限としての性格を有する。

したがって、相続税において物価上昇が問題となるのは、生活費が増加したからではなく、物価や地価、株価等の上昇を通じて財産価格が増加し、その結果として課税対象となる者の範囲が変化するからであると考えることができる。

昭和63年改正をみても、一般的な物価水準の上昇は考慮要素の一つとして掲げられているが、それだけが基礎控除額の引上げの理由とされたわけではない。個人財産の増加、地価の上昇及び課税件数・課税割合の増加と

いった事情が総合的に考慮されている。すなわち、問題とされたのは、物価上昇そのものではなく、それらの社会経済環境の変化によって、相続税が本来予定していた課税対象範囲を超えて広がりつつあったという点ではないだろうか。このことは、平成25年改正との対比によっても明らかとなる。同改正では、長期間にわたる地価下落等を背景として、相続税の課税割合が低下し、再分配機能が十分に果たされなくなっているとの認識から、基礎控除額が引き下げられた。つまり、昭和63年改正と平成25年改正は、いずれも「社会経済環境の変化により課税対象者の範囲が政策的に適切であるか」という観点から課税最低限を見直したという点では共通しているのではないかな。

本質的な論点は、地価や株価の上昇、個人財産の増加等を踏まえた結果、現在の課税対象範囲が政策的に適切なものとなっているかどうかという点にあるのではないだろうか。

仮に、現在の課税対象範囲が相続税の制度目的に照らして適切であると評価されるのであれば、基礎控除額を維持することにも十分な合理性がある。他方、一般的な住宅所有者や中小企業経営者にまで課税対象が広がり、制度創設時や平成25年改正時に想定していた範囲を超えているのであれば、課税最低限の見直しを検討する余地もあり得よう。

もっとも、その検討は、相続税の再分配機能、課税割合、資産価額の動向、個人財産の状況、さらには担税力の実態など、多様な要素を総合的に勘案した政策判断として行われるべきものである。

VI

担税力をどのように考えるか

インフレ下における相続税の担税力はどのようなになるだろうか。

例えば、長期間保有してきた土地の価格が1億円から2億円へと上昇した場合、所有者の経済的地位が向上したと評価することは一定の合理性を有する。資産を換価すればより多額の資金を得ることができるし、担保価値も増加する。この観点からすれば、資産価額の上昇は担税力の増加そのものであり、相続税負担の増加も制度的には符合する。

しかし、資産価額の上昇が直ちに担税力の向上を意味するとは限らない点には注意が必要である。

典型的な例が居住用不動産である。被相続人が長年居住してきた自宅の市場価格が上昇したとしても、それによって現金収入が増加するわけではない。相続人にとっても、引き続き居住する意思がある限り、その不動産は容易に換価可能な資産とはいえない。その結果、相続税納税のために不動産の売却を余儀なくされる事態も生じ得る。このような状況を踏まえると、保有資産の市場価格の上昇のみをもって担税力の増加と評価することには限界があるのではないだろうか。

その意味では、担税力を資産価額のみで評価することも、納税資金の有無のみで評価することも適切ではなく、インフレ下における相続税制については担税力についての検討も必要ではないだろうか。

担税力の問題を検討する上で、極めて重要な制度が小規模宅地等の特例（租税特別措置法69条の4）である。同制度は、被相続人の居住継続や事業継続を保護する観点から設けられたものであり、一定の要件を満たす宅地については大幅な評価減を認めるものである。

小規模宅地等の特例は、相続税が担税力を必ずしも適切に反映し得ない場面に対する調整措置として理解することができる。相続税負担によって居住の継続が困難となることは、制度趣旨の観点からも望ましいとはいえず、一定の評価減を認めることには合理性が

ある。

近年の地価上昇局面においては、この制度の意義はむしろ高まっていると考えられる。現在では都市部において一般的な住宅であっても高額な評価額となる場合が少なくない。その意味では、小規模宅地等の特例は「居住継続保護制度」として重要な性格を強めている。

もっとも、同制度の無制限な拡大が望ましいわけではない。今後は、相続税の再分配機能と居住継続保護という二つの政策目的をいかに調和させるか、すなわち、担税力の適正な把握と、生活基盤・事業基盤の保護という相反し得る要請をどのように制度設計に反映させるかが、インフレ下における相続税制の重要な検討課題となるであろう。

VII おわりに

相続税の基礎控除の本質は、どの範囲の財産保有者を課税対象とするかを定める課税最低限であり、その水準は、相続税制度の政策目的を具体化する重要な制度要素であろう。

これまでの改正経緯を振り返ると、課税最低限は固定的なものではなく、その時々为社会経済環境や資産価額の変化を踏まえて見直されてきた。

他方、平成25年改正後の課税割合は約10%に到達している。この背景には、高齢化の進展や資産保有構造の変化など様々な要因が考えられるが、都市部における地価の上昇や株価の上昇など、近年の社会経済環境の変化が影響しているものと考えられる。

このことから直ちに基礎控除額を引き上げるべきであるという結論が導かれるわけではない。

相続税の基礎控除は、所得税の基礎控除のように最低生活費を保障するための制度では

なく、課税対象範囲を定めるための政策的な課税最低限である。したがって、その見直しに当たっての視点は、現在の社会経済環境の下で、現行の課税対象範囲が相続税の制度目的に照らしてなお適切であるかという点である。

近年のインフレや資産価額の上昇は、平成25年改正が前提としていた社会経済環境に変

化をもたらしつつある。現代において相続税が果たすべき役割を改めて問い直し、その役割にふさわしい課税最低限の在り方を検討することが必要であろう。

インフレ下における相続税制の議論は、単なる物価調整の問題ではない。それは、相続税という税の存在意義を改めて問い直す契機となるべき問題なのではないだろうか。

4

インフレ下における税制のあり方

—消費税等の金額基準・税率等の見直し

佐藤 主光●一橋大学教授

I 消費税減税

物価高対策として消費税減税を求める声が高まっている。与野党が参加する社会保障国民会議において検討が進められる中、高市総理は食料品を対象とした2年間限定の消費税減税について、秋の臨時国会に関連法案を提出する意向を表明した。早期の実施を目指し、政府内では来年4月から税率を1%とする案が有力となっているという（読売新聞、2026年6月4日）。

消費税の時限的減税による景気対策は、「非伝統的財政政策」の一つと位置付けることができる。一時的な減税と将来的な増税（現行税率への回帰）によって現在の物価が将来の物価に比べて相対的に割安となれば、異時点間の代替を通じて現在の消費を喚起する効果が期待される。このような非伝統的財政政策は、欧州諸国においても試みられてきた。もっとも、理論どおりに消費者物価が低下したか否かについては議論が分かれている。そもそも食料品の価格は市場の需給バランスによって決定されるため、消費税率（8%）の減税分だけ価格が低下し、例えば税込1,080円で販売されていた食材が1,000円になるとは限らない。減税によって需要が増

加しても、生産（供給）が追い付かなければ、市場価格（税抜価格）は上昇するだろう。さらに、減税対象とならない外食サービス等から食料品へ需要がシフトするのであれば、その傾向は一層強まると考えられる。

このことは海外の事例からも確認できる。リーマンショック（2008年）の際、フランスではレストラン飲食サービスを対象に付加価値税の一時的減税が実施されたが、その恩恵の多くは事業者に着したとされる。また、期限付きの減税は新型コロナウイルス感染症拡大期（2020年）にも英国などで実施された。英国ではホテル・レストラン等が減税対象となり、ホテル料金の低下という形で消費者に還元されたものの、その効果は約2か月で消滅したとされる。

国内の経済学者の間でも、時限的な消費税減税に対しては総じて懐疑的な見方が強い。今年1月末に公表された「エコノミクスパネル」（日本経済研究センター・日本経済新聞社）によれば、「一時的な消費税減税を行うことは適切か」との問いに対し、「全くそう思わない」及び「そう思わない」と回答した割合は計85%に達している。

わが国経済はデフレからインフレ基調へ転じて久しい。インフレ局面において制約となるのは需要不足ではなく、人手不足を含む供給力である。したがって、減税による消費需

要の喚起は、生産量の拡大を伴わない限り、物価上昇圧力を一層強める可能性がある。加えて、食料品へのゼロ税率の適用による減収額は年間約5兆円（税率1%の場合でも約4兆円）に上ると見込まれており、国の財政を悪化させる懸念も大きい。また、減税期間が当初予定の2年間にとどまる保証もない。一旦引き下げた税率を元に戻すには相当の「政治的エネルギー」を要するためである。そうであれば、税収減が恒久化する可能性も否定できない。

Ⅱ 免税点をどうするか？

インフレの影響は、消費税の免税制度及び簡易課税制度にも及ぶ可能性がある。現行制度では、消費税の免税制度は、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下であることを要件とし、簡易課税制度については同期間の課税売上高が5,000万円以下であることを適用要件としている。インフレが進行すると、実質的な事業規模に変化がなくても名目上の売上高が増加するため、免税制度や簡易課税制度の適用基準を超える事業者が増加することが予想される。所得税については、いわゆる「ブラケット・クリーピング」を抑制するため、基礎控除等を2年ごとに物価上昇に連動して引き上げる税制改正が行われている。これと同様に、消費税においても免税点等を物価に連動させることは一案であろう。

もっとも、この点については幾つかの留意点がある。第一に、免税事業者は仕入税額控除を利用できない。そのため、インフレに伴う仕入価格の上昇は、そのまま仕入段階で負担する消費税額の増加につながる。自らの財・サービスの販売価格への転嫁が困難であれば、免税事業者の収益を圧迫しかねない

（なお、後述する益税とは、仕入れに係る消費税負担を超えて価格に上乗せされた部分を指す。）。第二に、インボイス制度（2023年10月1日開始）の下では、特に事業者間取引（B to B）において免税事業者が不利な立場に置かれる。免税事業者はインボイスを発行できないため、その者から提供を受けた財・サービスについては仕入税額控除が適用されないからである。政府は2029年9月30日までの6年間、免税事業者からの仕入れに係る仕入税額控除の割合を段階的に縮小させる（8割→5割→ゼロ）経過措置を講じているが、2029年10月1日以降は原則どおり、インボイスがなければ仕入税額控除は認められない。このため、免税事業者が課税事業者へ転換する誘因は強まると考えられる。

実際、日本商工会議所調査（2025年9月）によれば、調査対象となった免税事業者のうち、事業者間取引（B to B）を中心とする事業者では約8割がインボイス登録を行い、課税事業者へ転換している。他方、小売業など消費者向け取引（B to C）を中心とする事業者の登録割合は約25%にとどまっている。また、インボイス登録済みの事業者の多くは簡易課税制度を選択しているという。こうした状況を踏まえると、インフレに応じて免税点を引き上げることの効果は、少なくとも事業者間取引（B to B）を中心とする事業者については限定的であると思われる。仮に物価連動を導入するとすれば、その対象は免税制度ではなく簡易課税制度にとどめることが望ましいかもしれない。

とはいえ、一旦課税事業者となれば、インボイスの発行・保存や税額計算に係る事務処理が求められる。特に人的・財務的資源が限られる個人・零細事業者にとって、その事務負担は重い。本稿では、このような事務負担を軽減する方策として、事業者間取引（B to B）を対象としたリバースチャージ方式の導

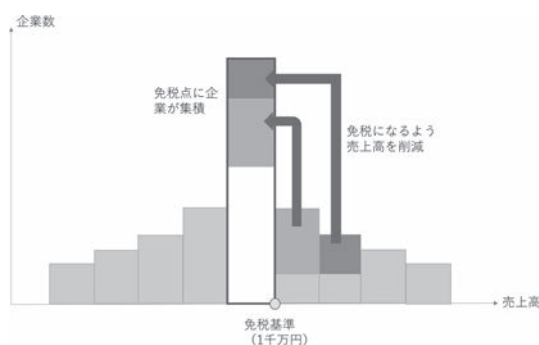
入を提言する。具体的には、個人・零細事業者が課税事業者に対して財・サービスを提供する場合、売り手ではなく買い手側が消費税を徴収し、申告・納税を行う仕組みである。このリバースチャージ方式については、次節において詳述する。

Ⅲ 免税・簡易課税制度の経済効果

現行の免税制度及び簡易課税制度には、非効率性や不公平性が存在する。免税点や簡易課税制度の適用基準を物価に連動させた場合、こうした非効率性や不公平性を温存するおそれがある。その代表例が「益税」である。益税とは、本来納税義務を負わない免税事業者が販売価格に消費税相当額を織り込み、その一部を実質的な利益として享受することを指す。ただし、販売価格に上乗せされた消費税相当額の全額が益税となるわけではない。上述のとおり、免税事業者も仕入段階では消費税を負担している。仮に免税事業者が税込1万1千円（税率10%）で原材料等を仕入れた場合、仕入れ時に負担した1千円相当額を販売価格に転嫁することは益税には当たらない。他方、この1千円を超えて価格に上乗せする部分があれば、それが益税に相当する。同様の問題は簡易課税制度においても生じ得る。簡易課税制度では、業種ごとに定められた「みなし仕入率」を用いて仕入税額控除額を算定することが認められているが、実際の仕入率がみなし仕入率を下回る場合には、実際に負担した消費税額よりも多額の仕入税額控除が認められることとなる。この差額は実質的に益税に相当すると考えられる。

さらに、免税制度及び簡易課税制度は、事業者の経済行動に歪みをもたらす可能性を有している。当初免税事業者であった者の課税売上高が1,000万円を超えると、その超過部

分ではなく売上全体に対して消費税の納税義務が生じる。所得税のような控除制度が設けられていないことから、この基準は社会保険制度における「106万円（130万円）の壁」と同様に、事業者の行動に影響を及ぼす閾値として機能する。その結果、事業者には課税売上高を基準額以下に抑制しようとするインセンティブが生じ、免税制度又は簡易課税制度の適用基準付近において事業者が不自然に集中する「集積（bunching）」現象が観察される（図表）。



関連して Onji (2009) は、1989年の消費税導入に伴う課税基準額が企業行動に及ぼす影響を分析している。同研究では、1988年と1990年の企業規模分布を観測可能な属性の変化を統制した上で比較し、簡易課税制度等の閾値（当時は売上高5億円以下）の効果を検証した。その結果、制度改革後には閾値直下で企業分布の集積（bunching）が生じる一方、閾値を超える部分では企業密度の低下が確認された。これは、企業分割や組織再編を含め、閾値を意識した租税回避行動が誘発された可能性を示唆している。Hosono et al. (2019) は、商工リサーチの大規模企業レベルデータを用いて実証分析を行い、都道府県単位でみると生産性が中程度の企業群において集積が生じていること、さらに納税コストが高い地域ほど集積がより顕著であることを示した。納税コストの重要性については、

Suzuki and Kawakubo (2021) でも強調されている。

我が国では、消費税導入以降約30年間にわたり、免税点や税率が段階的に改正されてきた。Suzuki and Kawakubo (2021) は、これら複数回の税制改正を考慮しながら集積現象の有無とその変化を分析し、小規模企業の生産量調整は税率水準よりも納税コストによって強く規定されていることを明らかにした。また、市川他 (2022) は帝国データバンクの大規模データを用いて消費税の免税点の影響を検証している。同研究では、2014年の消費税率引上げを準実験の機会と捉え、企業規模分布の歪みを増税前後で比較した。その結果、企業分布が税率変化には反応していないことから、事務負担の回避こそが集積の主たる要因であることを示唆した。さらに、免税点による経済的損失についても分析し、免税点制度が約5万7千社（全企業の約5%）の行動を歪め、毎年約170億円規模（消費税収の約0.1%）の益税を生じさせていると推計している。

理論面では、Keen and Mintz (2004) が最適な免税点を導くフォーミュラを提示している。同研究では、①税収の確保、②納税コスト及び税務当局が負担する徴税コストの抑制、③仕入税額控除を利用できない免税事業者の生産決定の歪みや、免税基準付近への企業集積による非効率性の最小化という相反する目標の間のトレードオフを踏まえて、最適な免税点が導かれている。

インフレは、企業分布の集積 (bunching) を抑制する方向に作用する可能性がある。単純化のため、仕入率は一定であると仮定しよう。免税基準付近に集積する企業の利益は、

$$\cdot (1 - \text{仕入率}) \times \text{免税基準売上高}$$
に等しい。売上高は「価格×数量」であるため、インフレによって販売価格が上昇した場合、免税基準 (1,000万円) を維持するため

には販売数量を減少させる必要がある。他方、免税基準を超えて課税事業者となり販売を行う場合の利益は、

$$\cdot (1 - \text{仕入率}) \times \text{免税基準超過後の売上高} - \text{納税コスト}$$

と表される。消費税の申告・納税に伴う事務負担が生じるため、その分だけ利益は減少するものの、インフレの進行は名目売上高を自然に増加させる。このため、免税基準にとどまるために販売数量を抑制するよりも、課税事業者へ移行して売上高を拡大することの便益が相対的に高まると考えられる。もっとも、免税基準を物価に連動させて引き上げる場合には、このような効果は期待できない。

IV リバースチャージ方式の導入を

課税事業者へ転換すると、インボイスの保存・管理（インボイスの7年間保存等）、請求書（登録番号や税率ごとの消費税額を明記した請求書）の発行、税額管理（売上税額から仕入税額を控除する計算）などが必要となる。特に個人・零細事業者にとっては、納税に係る事務コストの負担は大きいだろう。そこで本稿では、個人・零細事業者を対象とした事業者間取引 (B to B) へのリバースチャージ方式の導入を提言したい。通常、消費税は財・サービスの提供者が納税義務者となるが、本方式では、個人・零細事業者が課税事業者に対して財・サービスを提供する場合、買い手側が消費税相当額を徴収し、申告・納税を行う。あわせて、インボイスに代えて、買い手が売り手に対して徴収証明書を交付する。この点で、税目の性格こそ異なるものの、所得税における源泉徴収制度に類似した構造を有する。

現在、一定の海外事業者との取引（「事業者向け電気通信利用役務の提供」）にはリ

バースチャージ方式が適用されている。具体例としては、海外企業が提供するオンライン広告、クラウドサービス、ソフトウェアのサブスクリプション契約などが含まれる。また、海外の俳優やスポーツ選手が日本国内で公演や試合を行う際に支払われる出演料や報酬などの特定役務の提供についても、リバースチャージ方式の対象となっている。売り手である個人・零細事業者は、この徴収証明書に基づき、仕入段階で負担した消費税相当額について還付を受けることができる。あるいは、あらかじめ「みなし仕入率」を適用する簡易課税方式を選択することも考えられる。この場合、実効的な徴収税率は次式によって表される。

$$\cdot \text{消費税率} \times (1 - \text{みなし仕入率})$$

個人・零細事業者は、仕入税額控除や還付申請を個別に行う必要がなくなり、事務負担を大幅に軽減できる。事後的な還付方式（実額ベースの仕入税額控除）と、リバースチャージのみで完結する簡易課税方式を選択制とすれば、事業者の実態や取引構造に応じた柔軟な制度設計が可能になるだろう。もっとも、後者の場合には、みなし仕入率が過大であれば益税、過小であれば損税が生じるという問題は依然として残る。

V ガソリン税・たばこ税と物価連動

最後に、消費税以外の間接税として「従量税」について言及しておきたい。従量税とは、課税対象となる財・サービスの価格ではなく、数量（重量、容量、個数等）を課税標準として課される税である。我が国の代表的な従量税としては、酒税、揮発油税、自動車重量税及びたばこ税が挙げられる。例えば、ビールに対する酒税は350ミリリットル缶1本当たり70～77円程度と定められている。ガ

ソリンに課される揮発油税及び地方揮発油税は、（暫定税率廃止後）1キロリットル当たり4万8,600円となる。自動車重量税は車両重量を基準として課され、概ね（エコカー減税適用車を除いて）1万6,400円から10万円超の税負担となる。たばこ税も、紙巻たばこの本数を基準として課される。

こうした従量税は、価格変動の影響を受けにくく、安定した税収を確保しやすいという特徴を有する。一方で、インフレの進行に伴って実質的な税負担や税収が目減りしやすいという課題もある。de Mooij 他（2020）は、インフレによる税額の侵食を防ぐため、従量税率を物価に連動させる必要性を強調している。もっとも、多くの従量税の課税目的は税収確保だけではない。揮発油税であれば、ガソリン消費を抑制し、二酸化炭素の排出を削減する環境税としての役割を有している。燃費基準等を反映した車体課税も同様である。また、酒税やたばこ税については、「不健康な食品・嗜好品」への支出を抑制し、健康増進を図ること（ひいては公的医療費の適正化につなげること）も政策目的の一つと考えられる。

一般に、外部性など「市場の失敗」に起因する非効率性を矯正するための税率は、「外部費用」に等しく設定することが理論上望ましいとされる。気候変動による経済被害や肺がん等の疾病による就労機会の損失額（名目額）は、いずれもインフレに応じて増加するため、税額が据え置かれたままでは実質的な負担が低下し、家計や企業の行動変容を促す効果が損なわれかねない。他方、消費税と同様に価格を課税標準とする従価税についても、「従価税率×市場価格」が常に外部費用と一致し続けるとは限らない。関連して、de Mooij 他（2020）も、「酒類及びたばこ、不健康な食品に係る物品税を活用する」場合には、それらの物品税は「従価税ではなく、

従量税，すなわち製品の数量を基準とする税が最も適している」と指摘している。こうした観点からも，従量税を物価に連動させる仕組みの導入は有力な選択肢となるだろう。もちろん，低所得者への配慮は不可欠であるが，その対応は現金給付など別の政策手段によって講じればよいはずである。

参考文献

- [1] 市川翼，アルドチェルワン・メナカ，恩地一樹（2022）「消費税における閾値と小規模企業の集積—2019年増税への展望」日本経済研究 80号25-56頁
- [2] Kaoru Hosono, Masaki Hotei and Daisuke Miyakawa（2019）“Size-dependent VAT, Compliance Costs, and Firm Growth.” RIETI Discussion Paper Series 19-E-041
- [3] Michael Keen, and Jack Mintz（2004）“The optimal threshold for a value-added tax,” *Journal of Public Economics* 88（2004）559-576
- [4] Kazuki Onji（2009）“The response of firms to eligibility thresholds: Evidence from the Japanese value-added tax,” *Journal of Public Economics* 93（2009）766-775
- [5] Takafumi SUZUKI and Takafumi KAWAKUBO（2021）“Are SMEs Avoiding Compliance Costs? Evidence from VAT Reforms in Japan,” RIETI Discussion Paper Series 21-E-090
- [6] Ruud de Mooij, Ricardo Fenochietto, Shafik Hebous, Sébastien Leduc, and Caroline Osorio-Buitronthe（2020）“Tax Policy for Inclusive Growth after the Pandemic”, *Fiscal Affairs*, IMF <http://www.imf.org/en/publications/sprolls/covid19-special-notes>

5 インフレが税制に及ぼす影響と諸外国の対応

—ドイツ・アメリカ・イギリスの税制比較—

小出 一成 ● KPMG 税理士法人パートナー税理士

日本税理士会連合会国際税務情報研究会専門委員

東京税理士会理事国際部副部长

I はじめに

インフレが継続する経済情勢下においては、税制改正を行わずとも実質的な増税効果が自動的に発生する。これが「ブラケット・クリープ (Bracket Creep)」と呼ばれる現象である。名目賃金がインフレ率を反映して上昇した場合においても、実質的な消費購買力は変わらないにもかかわらず、所得税の累進課税構造において納税者がより高い税率区分 (ブラケット) に入り込む結果となり、所得税法の増税改正が行われずとも実質的な税負担増が生じることになる。ドイツでは古くからこれを「Kalte Progression (冷たい累進課税)」と呼び、政治的・社会的問題として議論されてきた。

本稿では、このブラケット・クリープ対策として先行的な制度整備を進めてきたアメリカ (自動連動型) とドイツ (裁量的是正型)、イギリス (意図的凍結型) の各制度を比較・分析し、日本の税制に対する示唆を検討する。

II インフレ下における税制の問題：ブラケット・クリープ

現状、インフレによるブラケット・クリープが生じている。所得税の累進課税構造において、各税率が適用される所得区分の境界 (ブラケット・閾値) が固定されたまま物価水準が上昇すると、以下の問題が生じる。

- 実質賃金は不変でも名目賃金が上昇し、より高い税率区分に突入する (ブラケット・クリープ)。
- 基礎控除や各種所得控除の金額が固定されたままでは、インフレによって控除の実質価値が目減りし、課税ベースが膨張する。
- いずれも議会による増税立法なしに生じる「隠れた増税」であり、財政当局にとっては歳入の自動増加をもたらす一方、納税者の実質的な生活水準を損なう。

こうした問題に対し、先進各国は「インフレによる名目所得増に応じてブラケット・閾値や控除額を自動または定期的に改定する」仕組みを整備してきた。以下、アメリカとドイツの制度を詳述するとともに、それらの比較対象としてイギリスを例示する。

Ⅲ

アメリカにおけるインフレ対策税制

(1) 自動インフレ連動の対策

アメリカでは、米国内国歳入法（Internal Revenue Code）の規定に基づき、所得税のブラケット・閾値・標準控除・各種控除額が毎年自動的にインフレ指数に連動して改定される。改定に用いられる指数は「連鎖消費者物価指数（Chained CPI for All Urban Consumers：C-CPI-U）」であり、通常のCPIと比べ代替効果を考慮した伸び率が若干低くなるように設計されている。米国内国歳入庁（Internal Revenue Service）は毎年秋、翌年分の調整額を「Revenue Procedure（通達）」として公式発表する。2026年分については、2025年10月に Revenue Procedure 2025-32が公表され、さらに、「One Big Beautiful Bill Act（OBBBA）」による追加調整が実施されている。

(2) 税率ブラケットの推移

以下の表は、シングル申告者（Single Tax Filers）を対象とした連邦所得税の税率ブラケット（適用所得区分の上限）および標準控除額の推移を示したものである。

税率	2023年	2024年	2025年	2026年
10%	\$0～ \$11,000	\$0～ \$11,600	\$0～ \$11,925	\$0～ \$12,400
12%	\$11,001～ \$44,725	\$11,601～ \$47,150	\$11,926～ \$48,475	\$12,401～ \$50,400
22%	\$44,726～ \$95,375	\$47,151～ \$100,525	\$48,476～ \$103,350	\$50,401～ \$107,700
24%	\$95,376～ \$182,050	\$100,526～ \$191,950	\$103,351～ \$197,300	\$107,701～ \$204,800
32%	\$182,051～ \$231,250	\$191,951～ \$243,725	\$197,301～ \$250,525	\$204,801～ \$260,450
35%	\$231,251～ \$578,125	\$243,726～ \$609,350	\$250,526～ \$626,350	\$260,451～ \$640,600

37% (最高 税率)	\$578,126 以上	\$609,351 以上	\$626,351 以上	\$640,601 以上
標準控 除額	\$13,850	\$14,600	\$15,000	\$16,100

（出 所「Tax Year 2026 Inflation Adjustments」Revenue Procedure 2025-32, <https://www.irs.gov/newsroom/irs-releases-tax-inflation-adjustments-for-tax-year-2026-including-amendments-from-the-one-big-beautiful-bill>, IBFD Global Income Tax Handbook 2023-2025, IRS Rev. Proc. 2025-32 (Revenue Procedure 2025-32) <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-25-32.pdf>, に基づき筆者作成）

2024年には前年比約5.4%というインフレを反映した大幅な引上げが実施された。2025年は約2.8%、2026年はOBBBAの特別措置により下位2ブラケット（10%・12%）が4%引上げ、上位ブラケットが約2.3%引上げと、ブラケットによって調整率が異なる点が挙げられる。

(3) 制度の特徴：ルールベースの自動調整

アメリカのインフレ対策税制の最大の特徴は「議会の立法措置を必要とせず、法律が定める指数に機械的に連動して毎年自動調整される」点にある。これにより、政治的コストをかけずにブラケット・クリープを恒常的に防止できる。またC-CPI-Uという客観的な指標を使うため、政府の裁量が介在しない透明性も確保されている。

一方で、指数の選択（C-CPI-U vs. CPI-W など）によって調整幅が変わるため、「どの指数を使うべきか」という議論は常に存在する。また、自動連動は「実質賃金上昇」を伴う豊かさを税制に反映しないという問題点がある。すなわち経済成長による実質的な生活向上分が高い税率で課税されることには変わりないが、あくまでインフレ分の名目増を無効化する仕組みといえる。

Ⅳ ドイツにおけるインフレ対策税制

(1) 制度の概要：裁量的・政策ベースの是正

ドイツでは、アメリカのような完全な自動連動制度は法定されておらず、代わりに「連邦政府は2年ごとにブラケット・クリープ（冷たい累進課税（Kalte Progression））の影響を議会に報告し、それに基づいて税制改正を行う」と法制化されている。

ドイツの所得税率は14%から始まる累進課税構造（Progressionszone）を採用しており、日本やアメリカのような「段階的な固定税率」ではなく、連続的に税率が上昇する仕組みである。ブラケット・クリープ是正は各段階の転換点（Tarifeckwerte）を是正する形で行われる。

(2) 基本免税額（Grundfreibetrag）と税率転換点の推移

ドイツ憲法（基本法）上の「生存権保障」の観点から、最低限の生活費に課税することは許されない。この原則に基づき、基本免税額（Grundfreibetrag）はインフレによる生活費上昇に対応して毎年引上げが行われてきた。

項目	2023年	2024年	2025年	2026年
Grundfreibetrag (基本免税額)	10,908 EUR	11,784 EUR	12,096 EUR	12,348 EUR
42% 税率の適用開始所得	62,810 EUR	66,761 EUR	68,481 EUR	69,879 EUR
45% 税率の所得 (Reichensteuer)	277,826 EUR	277,826 EUR	277,826 EUR	277,826 EUR
ブラケット是正率 (対前年)	—	約 +6.3%	約 +2.6%	約 +2.0%

(出 所：Bundesfinanzministerium「Fragen und Antworten zum Ausgleich der kalten Progression」<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/FAQ/kalte-progression.html>、「Die wichtigsten steuerlichen Änderungen 2025」<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/>

Standardartikel/Themen/Steuern/das-aendert-sich-2025.html, IBFD Global Income Tax Handbook 2023-2025」等に基づき筆者作成)

2024年の大幅な引上げ（前年比約 +6.3%）は、2022～2023年の高インフレを受けた対応であった。税制発展法（Steuerfortentwicklungsgesetz）は2024年12月30日に連邦官報に公布され、2025年・2026年のブラケット是正率をそれぞれ2.6%・2.0%とした。

(3) 自動連動化に向けた議論

ドイツでも、政府の裁量に依存する現行方式から脱し、アメリカのような自動インフレ連動制度（自動的な Kalte Progression 排除）を導入すべきとの議論が展開されてきた。野党等が強く主張し、2023年以降は複数の是正措置が実施されたものの、完全な自動連動化には与党間の合意形成が難しく、現状では2年ごとの検討・立法対応という枠組みが維持されている。

V イギリスにおけるインフレ対策税制

(1) 制度の概要：意図的な閾値凍結型のステルス増税

イギリスの所得税は20%の基本税率、40%の高額税率、そして45%の追加税率という3段階の累進構造を持つ。かつては人的控除や税率のブラケット・閾値が消費者物価指数（CPI）に連動して毎年自動的に引き上げられていたため、ブラケット・クリープは原則として生じない仕組みとなっていた。ところが、2021年3月の予算において、当時のSunak 財務大臣は、人的控除を£12,570に、高額税率の閾値を£50,270とし、それぞれ2022/2023年度から2025/2026年度まで4年間凍結することを発表した。その後、この凍結は2022年11月に2027/2028年度まで、さらに

2025年秋の予算では2030/2031年度まで延長され、少なくとも9年間にわたる長期凍結が実施されることとなった。加えて2023年4月には、追加税率45%の閾値が£150,000から£125,140へ約16%引き下げられた。この措置は「増税」そのものであり、インフレによる「隠れた増税」とは性格は異なるが、高所得者層の税負担を意図的に引き上げる政策として注目される。イギリスのアプローチは、アメリカやドイツが「ブラケット・クリープを防止しようとする」とは正反対に高所得者層の税負担を意図的に引き上げる政策といえる。

(2) 所得税・VAT 登録基準の凍結状況 (2022~2030年)

以下はイギリスにおける人的控除、基本税率、VAT 登録基準を示したものである。

項目	2021/22年 (凍結直前)	2022/23年 ~2030/31年 (凍結中)	CPI 連動の場合 (2025/26年推計)
人的控除	£12,570	£12,570 (凍結)	£15,480 (+£2,910)
基本税率 (20%) 上限	£50,270	£50,270 (凍結)	約 £62,000 (推計)
高額税率 (40%) 上限	£150,000	£125,140 (2023年4月 ~引下げ)	—
追加税率 (45%)	£150,001 以上	£125,141 以上	—
VAT 登録基準 (小規模事業者免税点)	£85,000	£90,000 (2024年4月~)	£111,000

(出所：IBFD Global Income Tax Handbook 2023-2025, House of Commons Library: Income tax: freezing the personal allowance and the higher rate threshold - House of Commons Library, Office for Budget Responsibility 「Fiscal implications of personal tax threshold freezes and reductions」 <https://obr.uk/box/fiscal-implications-of-personal-tax-threshold-freezes-and-reductions/>, に基づき筆者作成)

(3) イギリスのインフレ対策税制の評価

イギリスの閾値凍結政策は、上述のアメリカ、ドイツ、そして日本の現状とは構造的に異なる側面を持つ。アメリカ、ドイツはブラ

ケット・クリープを「是正すべき問題」として制度的に対処しているのに対し、イギリスは「財政収入確保の手段」として高所得者層の税負担を意図的に引き上げる制度であり根本的に異なっている。

Ⅵ 消費税法における論点

日本の消費税は「価格×税率」で税額が自動的に計算されるため、物価上昇に伴い税額そのものも自動的に増加する。所得税のようなブラケット・クリープは原理的に生じない。しかしながら、インフレ下における消費税の論点として重要なのが「小規模事業者免税の基準額」の問題である。年間売上高1,000万円以下の事業者は消費税納税を免除するという免税点が固定されたままインフレが進行すると、事業規模は実質的に変わっていないにもかかわらず名目売上が閾値を超えて課税事業者になる事業者が増加する。これはまさに所得税のブラケット・クリープと類似した構造的問題である。

EU 諸国では、小規模事業者向け VAT 免税基準を定期的に見直す慣行があり、欧州委員会の SME スキームも同様の観点から各国に柔軟な基準見直しを認めている。わが国の消費税の免税点 (1,000万円) もこうした観点から定期的な見直しが議論されるべき課題といえる。

Ⅶ 日本の税制へのあてはめ

以上のアメリカ・ドイツの事例を踏まえ、日本の現状と比較の上で課題を整理する。

インフレ下における税制のあり方についての比較表 日本・アメリカ・ドイツ・イギリス				
項目	日本	アメリカ	ドイツ	イギリス
ブラケット・クリープ対策	未整備	法律に基づく自動連動、対策済	2年ごとに立法対応	意図的に「活用」
対策方式	なし	自動連動型、連年自動調整	裁量的是正型 2年ごとの検討・立法	意図的凍結型
根拠法令	なし	米国内国歳入法 自動連動を法律で義務化	所得税法および2年ごとの立法	予算における毎年の政策決定
インフレ連動指数	なし	連鎖消費者物価指数 (C-CPI-U)	法令指数なし	なし
ブラケット調整の頻度	なし	毎年（自動）翌年分を毎秋公示	2年ごと（法定）	なし
基礎控除額	48万円	標準控除 USD 16,100	EUR 12,348	GBP 12,570
最高税率	45%および復興特別税と住民税10%	37%	45%	45%
近年の調整（法改正）	なし	なし	2026年：+2.0%是正	なし

（１）所得税の控除・ブラケットの長期固定問題

日本の所得税では、基礎控除（48万円）・給与所得控除の基本的な水準が長年にわたり実質的に据え置かれてきた。アメリカやドイツが近年の高インフレに対して毎年ないし2年ごとに積極的な調整を行っているのと対照的に、わが国ではインフレを自動的に補正するメカニズムが税制に組み込まれていない。現在の高インフレ（2022～2025年の消費者物価上昇率は累計で10%前後）が継続する中、税率ブラケットや控除額を名目値で固定したままでは、ブラケット・クリープによる静かな増税が進行することになる。税制の中立性を維持するためには、物価動向と連動した控除・ブラケットの見直し制度の整備が急務である。

（２）制度設計の選択肢

アメリカ型（自動連動型）：消費者物価指数（例：コアCPIや連鎖CPI）に法的に連動させ、毎年自動的にブラケット・控除額を改定する。透明性・予測可能性に優れるが、指数の選定に関する政治的議論と、「実質成長を税制に反映しない」という批判が伴う。ドイツ型（裁量的是正型）：政府が定期的にインフレ影響を試算・報告し、議会が立法措置として是正する。政策判断の余地が大きく柔軟性はあるが、政治的コスト・タイムラグが生じうる。ただし、状況に応じて追加的な税制上の配慮を組み合わせやすいという利点もある。

（３）消費税免税点の見直し

インボイス制度の完全定着後、消費税の免税点（1,000万円）についても、物価水準の変動を踏まえた定期的な見直し制度を検討する必要がある。特に、実質的な中小事業者の事業規模が変わらないまま名目売上の増加により免税点を超えるケースが今後増加することが見込まれ、事業者の税務コスト増大につながる可能性がある。

（４）イギリスの閾値凍結と日本の対比

日本の対比という観点では、イギリスの閾値凍結は「意図的・政策的な選択」であるのに対し、日本における基礎控除や免税点の長期固定とは本質的に異なる。問題の構造は類似していても、政策意図という点で日本とイギリスは対照的といえる。

VIII おわりに

インフレ下における税制の中立性を維持することは、課税の公正という観点からも、家計の実質購買力保護という観点からも不可欠

と考える。アメリカは法律による C-CPI-U 自動連動という「ルールベース」の解決策を採り、ドイツは2年ごとの報告義務と立法対応という「裁量ベース」の解決策を採っている。いずれも一長一短があるが、「何もしない」という選択が実質的な増税として機能するという問題意識は両国共通である。

わが国においても、近年のインフレ傾向が一過性でなく構造的なものとなりつつある中、所得税の控除・ブラケットに何らかのインフレ連動メカニズムを導入することを真剣に検討すべき時期に来ていると考えられる。その際、アメリカ・ドイツの実例は極めて有益な参照枠組みを提供するものと考えている。

(注) ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。